

第5部 医療の安全確保とサービスの向上

1 現状と課題

(1) 医療安全の確保

医療事故や院内感染の発生を防止し、患者に安全な医療を提供することは、全ての医療機関に求められることであり、医療機関は防止対策を徹底する必要があります。

また、医療法の規定により医療機関に対し、医療安全体制の確保、院内感染防止対策、医薬品の安全管理体制および医療機器の保守点検・安全管理等が義務付けられています。

① 医療安全支援センターの設置

県医務薬務課と県健康福祉センターに、医療安全支援センター(医療相談窓口)を設置し、県民からの医療に関する相談や苦情に対応しています。

患者・家族と医療機関・医療従事者との良好な信頼関係を確保するために、相談者の了解を得て、相談内容等の情報を関係医療機関に提供し適切な対応を依頼しています。

② 院内感染防止対策

医療機関内は、入院患者がMRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)やノロウイルスによる感染性胃腸炎等に罹患する院内感染の発生防止について、取組みを強化する必要があります。

このため、医療機関は、日頃から施設の清潔・衛生の保持に努めるとともに、職員に対する研修や、院内感染発生防止のための改善策の検討・実施など、対策を組織全体で取り組む必要があります。

県でも、医療機関への立入検査等を通じて、法令により医療機関に義務付けられている、院内感染対策委員会の設置等の取組みが適切に行われていることを確認、指導しています。

(2) 医療サービスの向上

① 患者への説明責任

医療は、医療従事者と患者の間の相互理解と、信頼関係に基づき行われるべきものです。

医療機関は、自らの健康状態や治療内容を知りたいという患者の要望に応えるとともに、患者が自らの疾病の状況を理解し、望ましい医療を自ら選択できるよう、インフォームド・コンセント¹の実施など、患者に対する適切な情報開示を行うほか、セカンドオピニオン²の活用と普及を図る必要があります。

1 インフォームド・コンセントとは、医師が患者に対して、受ける治療内容の方法や効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて、十分にかつ、分かりやすく説明をし、治療の同意を得ることをいいます。

2 セカンドオピニオンとは、診断や治療方針についての主治医以外の医師の意見を聞くことです。

② 第三者機関による評価の導入

患者のニーズを踏まえつつ、医療機関が質の高い医療を効率的に提供していくため、第三者の立場から医療機関を公正に評価する仕組みとして、平成9年4月から財団法人日本病院機能評価機構による病院機能評価制度が開始されました。

この評価は、患者の権利と安全の確保、医療の質の確保、看護の適切な提供等を含む、多数の項目について行われており、平成20年1月末現在、県内では21病院³がこの評価を受けています。

2 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 医療安全確保の徹底
- 患者の視点からの医療サービスの向上

【施策の内容】

(1) 医療安全の確保策〔県、医療機関〕

法令等により、医療機関に取り組むことが義務付けられた事項について、医療機関への立入検査等の機会を通じて適切に指導し、引き続き医療の安全を確保し、医療事故や院内感染発生の防止の徹底を図ります。

(2) 医療安全相談体制の充実〔県、医療機関〕

- ① 医療安全支援センターにおいて、県民からの医療に関する相談に引き続き対応するとともに、これらの相談事例の内容を医療機関に紹介し、患者の望む医療やサービスについて周知します。
- ② 医療安全支援センターや医療機関の相談・苦情担当者が、より適切に相談等に対応できるよう、交流会や研修会を開催し、医療サービスの質の向上に努めます。

(3) 患者が必要とする情報開示の普及推進〔県、医療機関〕

医療従事者に対して、インフォームド・コンセントの徹底やセカンドオピニオンの実施などに対する理解を求め、普及に努めます。

(4) 医療サービスの向上〔県、医療機関〕

- ① 第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の重要性について理解を求め、評価制度の参加医療機関を増やします。
- ② 県において医療機関情報や薬局情報を総合的に提供する「医療情報ネットふくい (<http://www.qq.pref.fukui.jp>)」の内容を充実し、県民に医療に関する情報を幅広く提供します。

3 この病院名は財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されています。